

桶川市広報掲示板設置管理要綱

(昭和52年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、広報掲示板の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の公的利用に資するため、別表のとおり広報掲示板を設置する。

(使用の許可)

第3条 掲示板を使用しようとする者は、別記様式の広報掲示板使用許可申請書及び許可を受けようとする掲示物の写しを市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用期間)

第4条 前条の許可期間は、最長1か月とし、1回に限り延長することができる。

(行為の禁止)

第5条 第3条の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、広報掲示板に対して次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定した場所以外に使用すること。
- (3) 市民の公的利用以外に使用すること。
- (4) 政治的、宗教的又は営業活動に関する使用をすること。

第6条 市長は、使用者が前条の規定に違反し、又は市長の指示に従わないで広報掲示板に貼付したときは、取りはずすことができる。

2 市長は、広報掲示板の保全又は使用に著しい支障が生じたとき、その他公益上止むを得ない必要が生じたときは、使用者に広報掲示板の使用の停止又は広報掲示板から取りはずしを命ずることができる。

(使用者の賠償責任)

第7条 使用者は、故意又は重大な過失により、広報掲示板を破損し、損傷し、若しくは亡失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月23日から施行する。

広報掲示板使用許可申請書

桶川市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 申請者 住所 氏名 （団体の場合は、その名称及び代表者） 電話番号 （ ） </div> 桶川市広報掲示板設置管理要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。	年 月 日								
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで （使用期間は、1申請につき1か月を限度とします。）								
使用場所									
掲載内容									
確認事項 をチェックし てください。	<input type="checkbox"/> 政治的な活動ではありません。 <input type="checkbox"/> 宗教的な活動ではありません。 <input type="checkbox"/> 営業行為に関する活動ではありません。								
広報掲示板の使用に当たって ・ 掲示物の管理、画鋏等の用意は申請者が行ってください。 （期限を経過した掲示物は使用者が撤去してください。その際は、画鋏の落下に注意してください。） ・ 桶川市広報掲示板使用許可基準に該当するもののみ掲示できます。 （不明な場合は、お問合せください。） ・ 掲示許可期間中でも修繕等により、使用を停止することがあります。									
処 理 欄									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">課長</th> <th style="width: 25%;">副課長</th> <th style="width: 25%;">係長</th> <th style="width: 25%;">担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 80px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		課長	副課長	係長	担 当				
課長	副課長	係長	担 当						
上記の申請について、（許可・不許可）してよいか伺います。 不許可の場合の理由 _____ _____									
許可（不許可）年月日	年 月 日								
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで								

別表(第2条関係)

広報掲示板一覧

掲示板の位置は市ホームページで確認できます。

NO.	設置場所	目安	所在	ゼンリン地図ページ
1	川田谷	川田谷2590-1付近	川田谷交差点そば	79
2	川田谷	川田谷1708-1付近	田向(親水公園入口角)	85
3	川田谷	川田谷1481-1付近	田崎商店向かい	86
4	川田谷	川田谷215付近	樋詰集会所前	93
5	川田谷	川田谷2705-4付近	狐塚団地(駐車場)	79
6	川田谷	川田谷2727-1付近	狐塚団地自治会館前	79
7	川田谷	川田谷2380-6付近	三田原地区中村宅前	78
8	川田谷	川田谷856-1付近	薬師堂集会所	86
9	川田谷	川田谷6921付近	神屋材木置き場脇	61
10	川田谷	川田谷4683-1付近	第10分団火の見脇	61
11	川田谷	川田谷3489-2付近	ボードショップMAX近く	63
12	川田谷		川田谷愛宕神社前	72
13	川田谷		市場自治会館脇	41
14	川田谷	川田谷6165-2付近	東和企画近く	32
15	川田谷	川田谷5842-3	竹ノ内集会所	43
16	上日出谷	上日出谷923-21付近	昭栄団地前	44
17	上日出谷		市役所分庁舎前	44
18	泉2丁目	泉2-7	JR7パート前公園内	56
19	泉2丁目		泉2丁目児童公園	46
20	下日出谷		下日出谷中央公園隣接地	56
21	鴨川1丁目		保健センター前	66
22	朝日1丁目		朝日公園内	76
23	朝日1丁目		朝日中央公園内	76
24	朝日3丁目	朝日3-4-11	朝日3丁目集会所前	76
25	若宮2丁目	若宮2-18-11付近	埼玉産業そば	67
26	神明1丁目	神明1-1-1付近	三国産業北側(ドラゴン宮ビル向かい)	67
27	神明2丁目		神明公園内	77
28	坂田団地	坂田1506-25	坂田団地内	26
29	おけがわ団地		中央公園	18
30	おけがわ団地	坂田971	東側公園	18
31	坂田		加納公民館前	19
32	坂田		加納小西向かい	19
33	坂田		坂田保育所前	27
34	坂田		坂田目沢児童遊園地	36
35	倉田	倉田103付近	倉田集会所内	29
36	小針領家		小針領家氷川諏訪神社前	15
37	小針領家		小針領家集会所	20
38	五丁台		五丁台交差点西側	5
39	加納		天神通り交差点南側	12
40	加納		加納北部集会所(北側)	7
41	加納		加納中央集会所(壁面)	13
42	加納		加納集会所(パルレ)	26
43	東1丁目	東1-2-26裏	大木設備裏	58
44	寿2丁目	寿2-6-1南	小林木材工業(作業場)南側	58
45	末広2丁目		稲荷通り地域活動センター入口交差点付近	47
46	末広1丁目	末広1-1-27	コーポアゼリア駐車場前	58
47	北1丁目		勤労福祉会館角	46
48	南2丁目	南2-4-13	HIBIKICAFE	67
49	南1丁目		べにはばなGo桶川駅東口バス停	67
50	若宮1丁目		西口公園東側	66
51	西2丁目		マメトラショッピングセンター立体駐車場裏	46
52	坂田東1丁目		坂田原南公園	38
53	坂田東2丁目		スマイルピアザ桶川脇	28
54	坂田東3丁目		坂田宮前公園	28
55	加納東部		加納原公園	13
56	桶川駅		桶川駅	28